

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 新居浜・西条構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、新居浜・西条構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから愛媛県東予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
 - 二 歯科医師会の代表者
 - 三 薬剤師会の代表者
 - 四 看護関係者の代表者
 - 五 介護関係者の代表者
 - 六 医療機関の代表者
 - 七 保険者の代表者
 - 八 市町の代表者
 - 九 保健所の代表者
 - 十 その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができるほか、一部の委員及び有識者等からなる部会を設置し特定課題の検討を行わせることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、西条保健所企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。